

平成25年1月11日

各位

第一フロンティア生命保険株式会社

～第一生命グループ～ 第一フロンティア生命  
大分銀行にて

# プレミアレシーブ

定期支払金付積立利率変動型終身保険（通貨指定型）

を販売開始

第一フロンティア生命保険株式会社（社長：堤 悟、以下「第一フロンティア生命」）は、平成25年1月15日より、株式会社大分銀行（頭取：姫野 昌治）において、定期支払金付積立利率変動型終身保険（通貨指定型）「プレミアレシーブ」を販売開始いたします。

「プレミアレシーブ」は、定期支払金と一生涯の保障で、資産を上手につかいたい、きちんとのこしたい、というお客さまの2つの目的をかなえる外貨建の終身保険です。

本商品の通貨の種類は、米ドル、ユーロ、豪ドルで、ご契約のお申込みの際に1つの通貨を指定いただきます。

定期支払金は、毎年、かつ一生涯にわたってお受け取りいただけ、将来の金利情勢によってはふえる期待があります。そのため、長期間の運用を続けながら運用成果をこまめに受け取りたいというお客さまのニーズなどにおこたえすることができます。積立利率は、毎月2回（1日と16日）設定され、契約日の積立利率は、積立利率保証期間（10年間）の満了日まで適用されます。

万一の場合の死亡保険金は、一時払保険料相当額が最低保証されています。

そのほか、保険料を円貨によりお払い込みいただける特約（※1）、保険料を指定通貨と異なる外貨でお払い込みいただける特約（※2）、積立利率保証期間の更新時に指定通貨を変更することができる機能をご用意するなど、お客さまの多様なニーズにきめ細かくおこたえすることができる自在性に富んだ商品となっています。

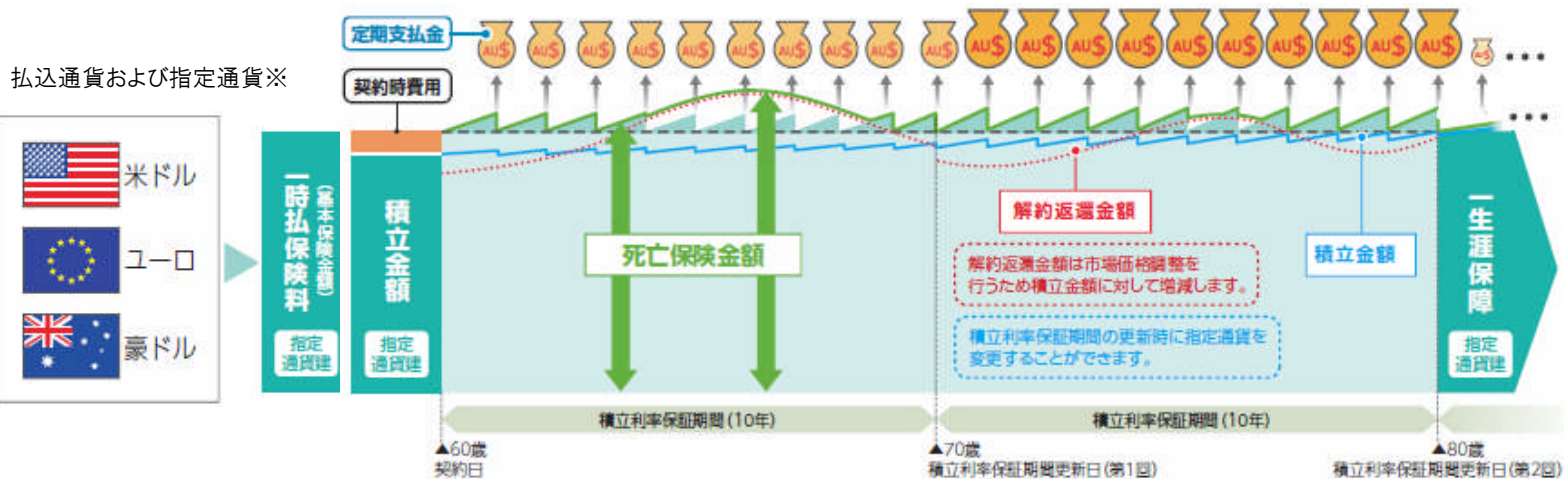
第一フロンティア生命は、今後も第一生命の伝統や理念を受け継ぎつつ、常にフロンティア・スピリット溢れる創造的な生命保険会社として、第一生命グループの総合力を最大限に生かし、お客さまのニーズに対応した商品・サービスをタイムリーに提供してまいります。

※1 「保険料円貨入金特約」

※2 「保険料外貨入金特約」

以上

## 【しくみと特徴】 60 歳加入の場合



※「保険料円貨入金特約」を付加することで円貨にてお払い込みいただくことも可能です。

※「保険料外貨入金特約」を付加することで、指定通貨と異なる外貨でお払い込みいただくことも可能です。(指定通貨が豪ドルの場合、米ドルで入金。指定通貨が米ドルの場合、豪ドルで入金。)

\*イメージとして図示したものであり将来を保証するものではありません。

\*積立金額は、毎年の契約応当日に定期支払金をお受け取りいただいた直後に減少し、その後、次回の契約応当日に向け、経過月数に応じて通増します。

## ★上手に「つかう」 定期支払金について

### 特徴1: 定期支払金額は10年間一定です

- 定期支払金額は積立利率保証期間を通じて一定ですが、積立利率および定期支払率は積立利率保証期間更新日に見直されるため、変動(増減)することがあります。
- 基本保険金額を減額した場合、減額後の定期支払金額は、減額後の基本保険金額に定期支払率を乗じた金額となります。

### 特徴2: 終身にわたってお受け取りいただけます

- 定期支払金は、毎年の年単位の契約応当日にお支払いします。定期支払金を分割するお取扱いはありません。

### 特徴3: 将来ふえる期待があります

- 市場金利の低下により将来的に積立利率保証期間更新日の積立利率が下がった場合、定期支払金額が減少することがあります。

### 特徴4: 円貨でもお受け取りいただけます

- 為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円換算した定期支払金額が、ご契約時の為替レートで円換算した定期支払金額を下回る場合があります。

## ★きちんと「のこす」 死亡保険金について

### 特徴1: 一時払保険料相当額が最低保証されます

- 死亡保険金額は、被保険者が死亡したときのつぎのいずれか大きい金額となります。  
解約返還金額または「基本保険金額+定期支払金額×経過月数÷12」によって計算される金額
- 責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、死亡保険金をお支払いできないことがあります。
- 為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円換算した死亡保険金額が、ご契約時の為替レートで円換算した死亡保険金額や一時払保険料相当額を下回ることがあります。

### 特徴2: 一時金でも年金でもお受け取りいただけます

- 「死亡給付金等の年金払特約」の付加により、死亡保険金を一時金にかえて年金でお受け取りいただけます。
- 支払事由発生後にこの特約を付加することはできません。

### 特徴3: 円貨でもお受け取りいただけます

- 為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円換算した死亡保険金額が、ご契約時の為替レートで円換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

#### 【注意】

このページでは商品の特徴を説明しています。本保険への加入をご検討の際には、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報) 兼 商品パンフレット」を必ずお読みください。また、ご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」を必ずお読みください。

## 【主なお取扱いについて】

|                    |                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                |              |                      |        |            |     |  |     |  |     |            |  |            |  |            |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|----------------------|--------|------------|-----|--|-----|--|-----|------------|--|------------|--|------------|
| 基本保険金額<br>(一時払保険料) | 最低                                                                                                                                                                                 | <table><tr><td colspan="2">米ドル</td><td colspan="2">ユーロ</td><td>豪ドル</td></tr><tr><td colspan="2">30, 000米ドル</td><td colspan="2">30, 000ユーロ</td><td>30, 000豪ドル</td></tr></table> |              |                      |        |            | 米ドル |  | ユーロ |  | 豪ドル | 30, 000米ドル |  | 30, 000ユーロ |  | 30, 000豪ドル |
|                    |                                                                                                                                                                                    | 米ドル                                                                                                                                                                            |              | ユーロ                  |        | 豪ドル        |     |  |     |  |     |            |  |            |  |            |
|                    |                                                                                                                                                                                    | 30, 000米ドル                                                                                                                                                                     |              | 30, 000ユーロ           |        | 30, 000豪ドル |     |  |     |  |     |            |  |            |  |            |
|                    |                                                                                                                                                                                    | 「保険料円貨入金特約」を付加する場合                                                                                                                                                             | 円貨           | 300万円                |        |            |     |  |     |  |     |            |  |            |  |            |
|                    |                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                | かつ指定通貨建で下記金額 |                      |        |            |     |  |     |  |     |            |  |            |  |            |
| 指定通貨               | 米ドル                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                | ユーロ          | 豪ドル                  |        |            |     |  |     |  |     |            |  |            |  |            |
| 「保険料外貨入金特約」を付加する場合 |                                                                                                                                                                                    | 払込通貨：米ドル<br>指定通貨：豪ドル                                                                                                                                                           |              | 払込通貨：豪ドル<br>指定通貨：米ドル |        |            |     |  |     |  |     |            |  |            |  |            |
|                    | 払込通貨                                                                                                                                                                               | 30, 000米ドル                                                                                                                                                                     |              | 30, 000豪ドル           |        |            |     |  |     |  |     |            |  |            |  |            |
|                    | かつ指定通貨建で下記金額                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                |              |                      |        |            |     |  |     |  |     |            |  |            |  |            |
|                    | 指定通貨                                                                                                                                                                               | 15, 000豪ドル                                                                                                                                                                     |              | 10, 000米ドル           |        |            |     |  |     |  |     |            |  |            |  |            |
|                    | *保険料の払込単位は、円：1万円、米ドル：1米ドル、ユーロ：1ユーロ、豪ドル：1豪ドル                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                |              |                      |        |            |     |  |     |  |     |            |  |            |  |            |
| 最高                 | 5億円相当額※<br>※第一フロンティア生命の定める方法で円換算します。<br>*最高保険金額は、同一被保険者について、通算限度があります。                                                                                                             |                                                                                                                                                                                |              |                      |        |            |     |  |     |  |     |            |  |            |  |            |
| 積立利率保証期間           | 10年(10年ごとに積立利率を更新します。)<br>ただし、積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が96歳以上となる場合は、その日を最後の更新日として、以後更新せず終身となります。                                                                                     |                                                                                                                                                                                |              |                      |        |            |     |  |     |  |     |            |  |            |  |            |
| 契約年齢               | 0歳～85歳                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                |              |                      |        |            |     |  |     |  |     |            |  |            |  |            |
| 付加できる特約            | <ul style="list-style-type: none"><li>● 保険料円貨入金特約</li><li>● 保険料外貨入金特約</li><li>● 円貨支払特約</li><li>● 定期支払金の円貨支払特約</li><li>● 年金支払移行特約</li><li>● 死亡給付金等の年金払特約</li></ul>                  |                                                                                                                                                                                |              |                      |        |            |     |  |     |  |     |            |  |            |  |            |
| 諸費用                | この保険は、ご契約時に「契約時費用」を負担していただきます。また、ご契約後には、ご契約の維持、死亡保険金などを支払うために必要な費用を負担していただきます。この他に外貨のお取扱いに必要となる費用を負担していただくことがあります。                                                                 |                                                                                                                                                                                |              |                      |        |            |     |  |     |  |     |            |  |            |  |            |
|                    | ＜ご契約時＞<br>基本保険金額に対して、被保険者の満年齢に応じて定める以下の率を乗じた金額を負担していただきます。                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                |              |                      |        |            |     |  |     |  |     |            |  |            |  |            |
|                    | 契約時費用                                                                                                                                                                              | 基本保険金額に対して                                                                                                                                                                     |              |                      |        |            |     |  |     |  |     |            |  |            |  |            |
|                    |                                                                                                                                                                                    | 65歳以下                                                                                                                                                                          | 8. 00%       | 76歳                  | 4. 75% |            |     |  |     |  |     |            |  |            |  |            |
|                    |                                                                                                                                                                                    | 66歳                                                                                                                                                                            | 7. 70%       | 77歳                  | 4. 50% |            |     |  |     |  |     |            |  |            |  |            |
|                    |                                                                                                                                                                                    | 67歳                                                                                                                                                                            | 7. 40%       | 78歳                  | 4. 25% |            |     |  |     |  |     |            |  |            |  |            |
|                    |                                                                                                                                                                                    | 68歳                                                                                                                                                                            | 7. 10%       | 79歳                  | 4. 00% |            |     |  |     |  |     |            |  |            |  |            |
|                    |                                                                                                                                                                                    | 69歳                                                                                                                                                                            | 6. 80%       | 80歳                  | 3. 75% |            |     |  |     |  |     |            |  |            |  |            |
|                    |                                                                                                                                                                                    | 70歳                                                                                                                                                                            | 6. 50%       | 81歳                  | 3. 50% |            |     |  |     |  |     |            |  |            |  |            |
|                    |                                                                                                                                                                                    | 71歳                                                                                                                                                                            | 6. 20%       | 82歳                  | 3. 25% |            |     |  |     |  |     |            |  |            |  |            |
|                    |                                                                                                                                                                                    | 72歳                                                                                                                                                                            | 5. 90%       | 83歳                  | 3. 00% |            |     |  |     |  |     |            |  |            |  |            |
|                    |                                                                                                                                                                                    | 73歳                                                                                                                                                                            | 5. 60%       | 84歳                  | 2. 75% |            |     |  |     |  |     |            |  |            |  |            |
|                    |                                                                                                                                                                                    | 74歳                                                                                                                                                                            | 5. 30%       | 85歳                  | 2. 50% |            |     |  |     |  |     |            |  |            |  |            |
|                    |                                                                                                                                                                                    | 75歳                                                                                                                                                                            | 5. 00%       |                      |        |            |     |  |     |  |     |            |  |            |  |            |
|                    | ＜ご契約後＞<br>保険契約関係費率(ご契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用の率)は、積立利率の計算にあたってあらかじめ差し引いています。積立利率保証期間中、積立金から死亡保険金、定期支払金を支払うための費用を控除します。<br>*上記の費用は、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの計算方法は表示しておりません。 |                                                                                                                                                                                |              |                      |        |            |     |  |     |  |     |            |  |            |  |            |

諸費用

<通貨を換算する場合の費用>

以下の場合には、為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。対顧客電信売買相場仲値(TTM)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

①「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨によりお払い込みいただく場合、「円貨支払特約」を付加して外貨建の死亡保険金額、解約返還金額などを円貨によりお受け取りになる場合、および「定期支払金の円貨支払特約」を付加して定期支払金を円貨によりお受け取りになる場合

|                         |         |
|-------------------------|---------|
| 「保険料円貨入金特約」における為替レート    | TTM+50銭 |
| 「円貨支払特約」における為替レート       | TTM-50銭 |
| 「定期支払金の円貨支払特約」における為替レート | TTM-50銭 |

②「保険料外貨入金特約」を付加して保険料を外貨によりお払い込みいただく場合

| 払込通貨 | 指定通貨 | 「保険料外貨入金特約」のレート(クロスレート)     |
|------|------|-----------------------------|
| 米ドル  | 豪ドル  | 米ドルの TTM-25銭 ÷ 豪ドルの TTM+25銭 |
| 豪ドル  | 米ドル  | 豪ドルの TTM-25銭 ÷ 米ドルの TTM+25銭 |

③積立利率保証期間の更新時に指定通貨を変更する場合

| 積立利率保証期間の更新時に指定通貨を変更する場合のレート(クロスレート)  |
|---------------------------------------|
| 変更前の指定通貨の TTM-25銭 ÷ 変更後の指定通貨の TTM+25銭 |

\* 上記の為替レートは、2012年11月現在の数値であり、将来変更することがあります。

<特定のご契約者に負担していただく費用>

「年金支払移行特約」および「死亡給付金等の年金払特約」を付加して特約年金をお受け取りになる場合、特約年金受取期間中の毎年の特約年金支払日に、以下の費用を負担していただきます。

| 項目                                     | 費用                                       | 時期                       |
|----------------------------------------|------------------------------------------|--------------------------|
| 保険契約関係費<br>(年金管理費)※<br>年金支払管理に必要な費用です。 | 受取特約年金額に対して1.4%<br>(円貨で特約年金を受け取る場合は1.0%) | 年金支払開始日以後、特約年金支払日に控除します。 |

※特約年金額は、特約年金支払開始日以後、特約年金の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が特約年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2012年11月現在の数値であり、将来変更することがありますが、特約年金受取開始時点の保険契約関係費(年金管理費)は、特約年金受取期間を通じて適用されます。

\* この商品はクーリング・オフ制度の対象です。

【解約・減額する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)】

- この保険は、解約、減額などの際に、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させる市場価格調整(※)を行うため、解約返還金額が一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

(※)市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。このため、解約・減額の際の市場金利に応じて、解約返還金額が増減します。

【為替リスクについて(損失が生じるおそれ)】

- 為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円換算した死亡保険金額、解約返還金額など(以下「保険金額など」といいます。)がご契約時の為替レートで円換算した保険金額などを下回る場合や、お受取時の為替レートで円換算した保険金額などがご契約時の為替レートで円換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

【外貨のお取扱いにかかる費用について】

- 保険料を外貨によりお払い込みいただく際には、銀行への振込手数料などの手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、死亡保険金額、解約返還金額などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客さまの負担となります。

\* 上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

この資料は商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼 商品パンフレット」を必ずお読みください。またご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」を必ずお読みください。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

(登)C24F0041(H24.6.21)